

国立大学法人高知大学クロスアポイントメント制度に関する規則

平成 28 年 3 月 18 日
規 則 第 135 号

最終改正 令和 5 年 3 月 28 日規則第 132 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）

第 12 条の 2 の規定に基づき、高知大学（以下「本学」という。）における教育研究等の更なる向上を図ることを目的として実施する教員へのクロスアポイントメント制度の適用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において「教員」とは、職員就業規則の適用を受ける教授、准教授、講師若しくは助教又は国立大学法人高知大学特任職員就業規則（以下「特任職員就業規則」という。）の適用を受ける特任教授、特任准教授、特任講師若しくは特任助教（以下「特任教員」という。）をいう。

2 この規則において「他機関」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づき設置された国立大学法人又は大学共同利用機関法人
- (2) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づき、個別法により設置された法人
- (3) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に基づき設置された法人
- (4) 外国の教育研究機関
- (5) その他学長が特に認めた機関

3 この規則において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 教員が、教員の身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、本学及び当該他機関の業務を行うことができる制度
- (2) 他機関の職員の身分を有する者が、当該他機関の身分を保有したまま教員として雇用され、当該他機関及び本学の業務を行うことができる制度

4 この規則において「部局」とは、各学系、各部門、各学部（附属教育研究施設を含む。）、大学院総合人間自然科学研究科、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、保健管理センター、各機構及び各室をいう。

(条件)

第3条 クロスアポイントメント制度は、次に掲げる条件の全てを満たすものについて適用する。

- (1) 本学の教育研究等の更なる向上に寄与すること。
- (2) 本学の利益に著しく相反しないこと。
- (3) 教員の倫理が保持されること。
- (4) 教員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (5) その他職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(申請及び承認)

第4条 本学の教員又は他機関の職員にクロスアポイントメント制度を適用しようとする部局の長は、所定の様式により学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があった場合は、役員会の議を経て、クロスアポイントメント制度の適用の承認又は不承認を決定するものとする。
- 3 学長は、前項の決定をした場合は、遅滞なく、その旨を当該部局の長に通知するものとする。

(適用期間)

第5条 クロスアポイントメント制度の適用期間は、1月以上の期間とする。ただし、期間を定めた雇用をしている者については、当該雇用期間を超えることができない。

(就業に関する事項)

第6条 クロスアポイントメント制度を適用する教員の勤務時間、休日及び休暇の取扱いについては、職員就業規則又は特任職員就業規則の規定にかかわらず、本学と当該他機関との協議により決定する。

- 2 クロスアポイントメント制度を適用する教員の給与の取扱いについては、国立大学法人高知大学職員給与規則、国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則又は国立大学法人高知大学特任職員給与規則の規定にかかわらず、本学と当該他機関との協議により決定する。
- 3 クロスアポイントメント制度を適用する教員の当該他機関における業務については、国立大学法人高知大学職員の兼業に関する規則の規定は適用しない。
- 4 前3項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する教員の労働条件について、職員就業規則又は特任職員就業規則の規定により難しい場合は、本学と当該他機関との協議により決定する。

(協定)

第7条 クロスアポイントメント制度を適用する場合には、本学と当該他機関との間で次の各号に掲げる事項を定めたクロスアポイントメント制度に関する協定を締結するものとする。

- (1) クロスアポイントメント制度を適用する教員等の職及び氏名
- (2) クロスアポイントメント制度の適用期間
- (3) クロスアポイントメント制度を適用する教員等の勤務時間、給与等の取扱い
- (4) その他クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項

(教員の同意)

第8条 学長は、前条に規定する協定の内容について、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員の同意を文書で得るものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日規則第132号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。